

重要インフラサイバーセキュリティ対策推進会議

課長級会議の開催について

（ 令 和 7 年 8 月 4 日
重要インフラサイバーセキュリティ
対策推進会議長決定案 ）

- 1 重要インフラサイバーセキュリティ対策推進会議の開催について（令和7年7月1日）に基づき、重要インフラサイバーセキュリティ対策推進会議（以下「重要インフラ推進会議」という。）の円滑な運営を図るため、重要インフラ推進会議の下に、重要インフラサイバーセキュリティ対策推進会議課長級会議（以下「課長級会議」という。）を開催する。
- 2 課長級会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。
議 長 内閣審議官（国家サイバー統括室）
副 議 長 内閣参事官（国家サイバー統括室）
構 成 員 関係行政機関の職員で議長の指定した官職にある者
- 3 課長級会議の庶務は、内閣官房において処理する。
- 4 前各項に定めるもののほか、課長級会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。